明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務一）　一
○除籍が滅失した件（同二、五～八）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三）　三
○原戸籍が滅失した件（同四）　七
○日本国に帰化を許可する件（同九）　八
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務一）　九
○保安林の指定をする件（農林水産一～二〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一～二六）
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関として登録した件（国土交通一）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（同二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三、四）
○海上における射撃試験を実施する件（防衛一）
○都市計画に関する件（北海道開発局一）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
サロマ湖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）
国家試験
平成二十七年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

告示

○法務省告示第一号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡千歳村白子千六百四十五番地　鈴木　竹柏

○法務省告示第二号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋八百二十一番地　髙嶺　春茂

○法務省告示第三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

東京法務局所属　飯渕　進

横浜地方法務局所属　門野坂修一

○法務省告示第四号

青森県十和田市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

青森県上北郡四和村大字伝法寺十六番戸ノ内二号同居　伊與田爲資

青森県上北郡四和村大字伝法寺十番戸　小笠原かん

○法務省告示第五号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川百五十四番地　與那原九郎

○法務省告示第六号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月五日　法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋四十五番地内第一号　垣花　春永